

船舶インシデント調査報告書

平成28年1月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|--|
| インシデント種類 | 運航不能（絡網） |
| 発生日時 | 平成26年6月22日 12時30分ごろ |
| 発生場所 | 石川県志賀町海士埼西方沖 海士埼灯台から真方位270° 18.0海里付近 （概位 北緯37° 08.8′ 東経136° 17.7′） |
| インシデントの概要 | 漁船末大丸は、操業中、運航不能となった。 |
| インシデント調査の経過 | 平成27年2月23日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | 漁船 末大丸、6.6トン IK2-5545（漁船登録番号）、個人所有 第244-17654号（船舶検査済票の番号） |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏 |
| インシデントの経過 | 本船は、揚網作業中、船長が、漁網が揚がって来る右舷側が風下になるように機関を使用して船の向きを調整していたところ、推進器翼に漁網が巻き付いた。 船長は、船尾から漁網までの距離を確認していなかったため、船尾が漁網に接近し過ぎたのではないかと、本インシデント後に思った。 |
| 分析 | 本船は、揚網作業中、船長が船尾から漁網までの距離を確認していなかったことから、船尾が漁網に接近し、推進器翼に漁網が巻き付いたものと考えられる。 |
| 原因 | 本インシデントは、本船が揚網作業中、船長が船尾から漁網までの距離を確認していなかったため、船尾が漁網に接近し、推進器翼に漁網が巻き付いたことにより発生したものと考えられる。 |
| 参考 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・揚網作業中に機関を使用する場合は、漁網が推進器に巻き付くことがないように、推進器と漁網との距離を確保すること。 |